

愛荘町立 愛知川図書館・秦荘図書館・愛知川びんてまりの館 要覧

平成 30 年度(2018 年度)



目次

I 愛知川図書館・秦荘図書館	
1. 職員	1
2. 開館日数	1
3. 所蔵資料	1
4. 利用状況	5
5. 児童サービス	8
6. 図書館企画・行事	14
7. 図書館協議会	18
II 愛知川びんてまりの館	19
III 図書館 月別統計	21
IV 例規・沿革	
1. 例規	23
2. 沿革	37
3. 施設	38

令和元年(2019 年)5 月 1 日発行

参考:平成 31(2019)年 3 月 31 日現在 愛荘町人口 21,348 人(前年度比-54 人)

(うち 12 才以下 3,121 人:前年度比-89 人)

※特に記載がない場合は平成 31(2019)年 3 月末現在

I 愛知川図書館・秦荘図書館

1. 職員（平成 31(2019)年 4 月 1 日現在）

館長(1) 参事(1)(愛知川びんてまりの館)	
愛知川図書館	秦荘図書館
課長補佐(1)	課長補佐(1)
係長(2)	係長(1)
司書(1)	司書(1)
嘱託職員(週 5 日勤務(1))	嘱託職員(週 5 日勤務(1))
嘱託職員(週 4 日勤務(5))	嘱託職員(週 4 日勤務(2))

2. 開館日数

	愛知川図書館・ 愛知川びんてまりの館	秦荘図書館
平成 29(2017)年度	233 日	232 日
平成 30(2018)年度	237 日	233 日

3. 所蔵資料（平成 31(2019)年 3 月 31 日現在）

(1) 資料所蔵点数	愛知川図書館	秦荘図書館	合計	前年度末
図書	276,474	166,206	442,680	433,060
(うち児童書)	46,679	45,730	92,409	89,300
(うち紙芝居)	1,492	1,256	2,748	2,612
視聴覚資料	7,773	3,173	10,946	10,658
(うちビデオ)	1,665	1,043	2,708	2,709
(うちDVD)	1,212	919	2,131	2,020
(うちCD)	4,507	749	5,256	5,001
(うちカセット)	389	450	839	916
(うちLD)	0	12	12	12
所蔵総数	284,247	169,379	453,626	443,718

※視聴覚資料のCD・カセットには朗読CD・カセットを含む

・蔵書冊数(図書)/人口	20.7 冊(前年度 20.7 冊)(以下:小数点 2 位以下四捨五入)
・児童書冊数/12 才以下人口	28.6 冊(前年度 27.8 冊)

(2) 年度内増減(図書)	愛知川図書館	秦荘図書館	合計
H29(2017)年度末図書冊数	270,803	162,257	433,060
H30(2018)年度増加冊数	9,975	5,623	15,598
(うち購入)	9,536	5,538	15,074
(うち寄贈)	439	85	524
H30(2018)年度除籍・移管冊数	4,304	1,674	5,978
H30(2018)年度末図書冊数	276,474	166,206	442,680

(3)分類別蔵書冊数（平成 31(2019)年 3 月 31 日現在）

①愛知川図書館 図書

	一般書			児童書			合計		
	H30.3	H31.3	増減	H30.3	H31.3	増減	H29.3	H31.3	増減
0 総記	8,293	8,513	220	513	532	19	8,806	9,045	239
1 哲学	6,662	6,750	88	261	272	11	6,923	7,022	99
2 歴史・地理	22,311	22,114	-197	1,459	1,474	15	23,770	23,588	-182
3 社会科学	34,164	35,026	862	1,931	1,956	25	36,095	36,982	887
4 自然科学	16,766	17,147	381	4,434	4,530	96	21,200	21,677	477
5 技術	25,330	25,869	539	1,652	1,687	35	26,982	27,556	574
6 産業	9,716	10,022	306	1,191	1,229	38	10,907	11,251	344
7 芸術	31,185	31,979	794	2,303	2,302	-1	33,488	34,281	793
8 言語	4,214	4,267	53	679	728	49	4,893	4,995	102
9 文学	63,281	64,264	983	12,935	13,386	451	76,216	77,650	1,434
大活字(文学)	809	836	27	170	163	-7	979	999	20
絵本	45	46	1	16,160	16,909	749	16,205	16,955	750
紙芝居	3	25	22	1,424	1,467	43	1,427	1,492	65
外国語	2,869	2,928	59	16	24	8	2,885	2,952	67
点字	9	9	0	18	20	2	27	29	2
合計	225,657	229,795	4,138	45,146	46,679	1,533	270,803	276,474	5,671

②愛知川図書館 視聴覚資料(朗読 CD、カセットを含む)

	H30.3	H31.3	増減	購入	寄贈	増加計	除籍
ビデオ	1,666	1,665	-1	0	0	0	1
DVD	1,155	1,212	57	62	0	62	6
CD	4,370	4,507	137	57	0	57	0
カセット	465	389	-76	0	0	0	0
LD	0	0	0	0	0	0	0
合計	7,656	7,773	117	119	0	119	7

(うち 朗読カセット 207 点、朗読 CD431 点(H31(2019).3 末))

③愛知川図書館 合計（上段：一般、下段：児童）(年度内増減)

	H30.3 末 蔵書数	購入	寄贈	増加計	除籍・ 移管等	分類変更	H31.3 末 蔵書数
0 総記	8,293	204	48	252	26	-6	8,513
	513	29	0	29	11	1	532
1 哲学	6,662	198	7	205	117	0	6,750
	261	11	0	11	1	1	272
2 歴史・ 地理	22,311	608	133	741	940	2	22,114
	1,459	39	1	40	25	0	1,474

3 社会 科学	34,164	1,100	85	1,185	322	-1	35,026
	1,931	62	5	67	45	3	1,956
4 自然 科学	16,766	571	19	590	209	0	17,147
	4,434	173	0	173	76	-1	4,530
5 技術	25,330	843	18	861	315	-7	25,869
	1,652	57	1	58	22	-1	1,687
6 産業	9,716	360	29	389	83	0	10,022
	1,191	46	0	46	8	0	1,229
7 芸術	31,185	903	37	940	138	-8	31,979
	2,303	95	0	95	105	9	2,302
8 言語	4,214	128	0	128	72	-3	4,267
	679	49	0	49	2	2	728
9 文学	63,281	2,251	40	2,291	1,300	-8	64,264
	12,935	530	1	531	80	0	13,386
大活字 (文学)	809	20	0	20	1	8	836
	170	0	0	0	0	-7	163
絵本	45	0	0	0	0	1	46
	16,160	1,129	11	1,140	405	14	16,909
紙芝居	3	3	0	3	0	19	25
	1,424	66	0	66	1	-22	1,467
外国語	2,869	58	4	62	0	-3	2,928
	16	1	0	1	0	7	24
点字	9	0	0	0	0	0	9
	18	2	0	2	0	0	20
合計	225,657	7,247	420	7,667	3,523	-6	229,795
	45,146	2,289	19	2,308	781	6	46,679

④秦荘図書館 図書

	一般書			児童書			合計		
	H30.3	H31.3	増減	H30.3	H31.3	増減	H30.3	H31.3	増減
0 総記	3,539	3,618	79	414	385	-29	3,953	4,003	50
1 哲学	3,028	3,124	96	216	237	21	3,244	3,361	117
2 歴史地理	10,051	9,981	-70	1,312	1,361	49	11,363	11,342	-21
3 社会科学	14,858	15,730	872	1,636	1,698	62	16,494	17,428	934
4 自然科学	8,556	8,913	357	3,963	4,093	130	12,519	13,006	487
5 技術	12,362	12,744	382	1,450	1,481	31	13,812	14,225	413
6 産業	4,205	4,343	138	919	933	14	5,124	5,276	152
7 芸術	13,851	14,293	442	2,097	2,117	20	15,948	16,410	462
8 言語	1,905	1,962	57	592	641	49	2,497	2,603	106
9 文学	43,024	43,837	813	14,353	14,797	444	57,377	58,634	1,257

大活字(文学)	1,036	1,081	45	42	42	0	1,078	1,123	45
絵本	83	100	17	15,948	16,665	717	16,031	16,765	734
紙芝居	5	3	-2	1,188	1,253	65	1,193	1,256	63
外国語	1,597	744	-853	0	1	1	1,597	745	-852
点字	3	3	0	24	26	2	27	29	2
合計	118,103	120,476	2,373	44,154	45,730	1,576	162,257	166,206	3,949

⑤秦荘図書館 視聴覚資料(朗読 CD、カセットを含む)(年度内増減)

	H30.3	H31.3	増減	購入	寄贈	増加計	除籍
ビデオ	1,043	1,043	0	0	0	0	0
DVD	865	919	54	15	0	15	1
CD	631	749	118	120	0	120	0
カセット	451	450	-1	0	0	0	0
LD	12	12	0	0	0	0	0
合計	3,002	3,173	171	135	0	135	1

(うち 朗読カセット 159 点、朗読 CD 291 点(平成 31(2019)年 3 月末現在))

⑥秦荘図書館 合計 (上段:一般、下段:児童)(年度内増減)

	H30.3 末 蔵書数	購入	寄贈	増加計	除籍・ 移管等	分類変更	H31.3 末 蔵書数
0 総記	3,539	121	3	124	11	-34	3,618
	414	24	0	24	67	14	385
1 哲学	3,028	55	1	56	1	41	3,124
	216	21	0	21	0	0	237
2 歴史・ 地理	10,051	280	19	299	582	213	9,981
	1,312	85	0	85	53	17	1,361
3 社会 科学	14,858	430	27	457	51	466	15,730
	1,636	117	0	117	53	-2	1,698
4 自然 科学	8,556	369	4	373	22	6	8,913
	3,963	188	0	188	65	7	4,093
5 技術	12,362	332	0	332	28	78	12,744
	1,450	83	2	85	56	2	1,481
6 産業	4,205	122	2	124	51	65	4,343
	919	51	0	51	38	1	933
7 芸術	13,851	448	10	458	69	53	14,293
	2,097	117	0	117	99	2	2,117
8 言語	1,905	60	0	60	9	6	1,962
	592	63	0	63	14	0	641
9 文学	43,024	1,126	12	1,138	369	44	43,837
	14,353	464	2	466	23	1	14,797

大活字 (文学)	1,036	46	0	46	0	-1	1,081
	42	0	0	0	0	0	42
絵本	83	4	0	4	0	13	100
	15,948	705	3	708	13	22	16,665
紙芝居	5	0	0	0	0	-2	3
	1,188	62	0	62	0	3	1,253
外国語	1,597	162	0	162	0	-1,015	744
	0	1	0	1	0	0	1
点字	3	0	0	0	0	0	3
	24	2	0	2	0	0	26
合計	118,103	3,555	78	3,633	1,193	-67	120,476
	44,154	1,983	7	1,990	481	67	45,730

(4)開架・閉架（各年度末現在）

	愛知川図書館			秦荘図書館		
	開架	閉架	合計	開架	閉架	合計
平成 29(2017)年度末	172,451	98,352	270,803	85,012	77,245	162,257
平成 30(2018)年度末	190,172	86,302	276,474	87,633	78,573	166,206

※対象は「図書」のみ、開架書庫は開架資料に含む

(5)雑誌・新聞数（平成 30(2018)年 4 月 1 日現在）

	愛知川図書館	秦荘図書館	合計
雑誌受入タイトル数	257	135	392
（うち購入）	251	129	380
新聞受入タイトル数	15	8	23
（うち購入）	14	0	14

4. 利用状況

(1)個人登録者数（両館合計）（各年度末現在）

	H30(2018)年度末	H29(2017)年度末
全登録者数	18,611	17,961
（うち 13 歳未満）	1,820	--
うち年度内貸出登録者数	5,756	5,659
（うち町内在住）	5,273	5,252
（うち町内在勤・在学）	483	407
（うち 13 歳未満）	1,187	1,183
年度内新規登録者数	639	530

※1 貸出登録者数＝年度内利用者数 ※2 年度内新規登録者数には団体を含む

(2)団体登録数（両館合計）

	H30(2018)年度末	H29(2017)年度末
全登録団体数	273	268
（うち貸出団体実数）	愛知川 86・秦荘 67	両館合計 196

(3)貸出冊数

・個人貸出数 推移

年度	愛知川図書館				
	一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料	個人合計
H26(2014)	134,488	55,547	15,741	17,693	223,469
H27(2015)	137,142	59,370	14,903	18,142	229,557
H28(2016)	128,835	59,430	14,970	17,366	220,601
H29(2017)	120,611	61,367	14,582	14,979	211,539
H30(2018)	117,487	64,595	13,020	13,742	208,844

年度	秦荘図書館					両館	
	一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料	個人合計	個人合計	町民1人当
H26(2014)	43,363	24,971	6,359	3,959	78,652	302,121	14.3
H27(2015)	44,750	28,429	5,977	4,608	83,764	313,321	14.8
H28(2016)	40,573	26,165	5,301	5,088	77,127	297,728	14
H29(2017)	39,777	24,671	5,012	4,685	74,145	285,684	13.4
H30(2018)	37,182	25,701	4,756	4,508	72,147	280,991	13.2

・団体貸出冊数 推移

年度	愛知川図書館		秦荘図書館		両館	
	貸出冊数	うち児童書	貸出冊数	うち児童書	貸出冊数	うち児童書
H26(2014)	6,647	4,839	8,186	6,225	14,833	11,064
H27(2015)	5,973	4,187	10,027	7,938	16,000	12,125
H28(2016)	6,019	3,830	10,417	7,418	16,436	11,248
H29(2017)	8,666	6,328	10,100	7,161	18,766	13,489
H30(2018)	9,647	6,583	11,631	8,379	21,278	14,962

・個人＋団体 合計貸出冊数 推移

年度	愛知川図	秦荘図	両館			
			合計	うち児童書	児童書の割合	町民1人当
H26(2014)	230,116	86,838	316,954	91,582	28.9%	15
H27(2015)	235,530	93,791	329,321	99,924	30.3%	15.6
H28(2016)	226,620	87,544	314,164	96,843	30.8%	14.8
H29(2017)	220,205	84,245	304,450	99,527	32.7%	14.3
H30(2018)	218,491	83,778	302,269	105,258	34.8%	14.2

(4)個人貸出人数・貸出団体数(延べ数) 推移

年度	個人貸出人数			貸出団体数			個人＋団体
	愛知川図	秦荘図	合計	愛知川図	秦荘図	合計	合計
H26(2014)	37,428	14,204	51,632	1,234	786	2,020	53,652
H27(2015)	38,540	15,513	54,053	1,174	997	2,171	56,224
H28(2016)	36,129	13,679	49,808	1,216	940	2,156	51,964
H29(2017)	33,093	12,914	46,007	1,274	1,000	2,274	48,281
H30(2018)	32,593	12,293	44,886	2,175	986	3,161	48,047

(4)予約・リクエスト件数

予約受取館	愛知川図書館	秦荘図書館	合計	H29 年度計
件 数	7,417	4,311	11,728	11,263
(うち WEB 予約)	2,447	2,442	4,889	3,617
合 計	9,864	6,753	16,617	14,880

(5)相互貸借件数

	愛知川図書館	秦荘図書館	合計	H29 年度計
借受数	812	115	927	949
(うち県立図書館)	592	79	671	628
貸出数	1,020	235	1,255	1,040

(6)複写枚数(枚)

	H30(2018)年度	H29(2017)年度
愛知川図書館	3,349	3,266
秦荘図書館	866	826
合計	4,215	4,092

(7)調査相談件数

	H30(2018)年度	H29(2017)年度
愛知川図書館	1,602	3,705
秦荘図書館	961	813
合計	2,563	4,518

(8)入館者数

	H30(2018)年度	H29(2017)年度
愛知川図書館	95,035	99,457
秦荘図書館	36,142	38,559
合計	131,177	138,016

5. 児童サービス

(1)おはなし会(愛知川図書館)・くまさんといっしょのえほんのじかん(秦荘図書館)

	年間実施回数		参加者数(うち子ども)	
	H30(2018)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	H29(2017)年度
愛知川図	16	16	225(155)	273(201)
秦荘図	12	12	98(69)	56(37)
合計	28	28	323(224)	329(238)

(愛知川図書館 おはなし会 内訳)

・定例おはなし会

	実施月日	子ども人数	おとな人数	備考
1	4月28日(土)	5	3	
2	5月26日(土)	19	3	
3	6月23日(土)	8	2	
4	7月28日(土)	55	15	おはなしレストラン・こども映画会「トムとジェリー」
5	8月25日(土)	9	2	
6	9月22日(土)	6	3	
7	9月23日(日)	3	3	
8	10月27日(土)	2	4	
9	11月24日(土)	4	0	
10	12月22日(土)	10	3	
11	1月26日(土)	6	1	
12	2月23日(土)	4	3	
13	3月23日(土)	6	3	
	参加人数合計	137	45	

・その他のおはなし会

	実施月日	子ども人数	おとな人数	備考
1	7月11日(水)	5	8	ひよこ教室来館のため実施
2	11月14日(水)	8	10	ゆうゆう教室来館のため実施
3	3月20日(水)	5	7	ひよこ教室来館のため実施
	参加人数合計	18	25	

(秦荘図書館 くまさんといっしょのえほんのじかん 内訳)

実施月日	子ども人数	おとな人数	実施月日	子ども人数	おとな人数
4月21日(土)	2	2	10月20日(土)	4	2
5月19日(土)	3	2	11月17日(土)	5	2
6月16日(土)	6	3	12月8日(土)	7	1
7月21日(土)	10	3	1月19日(土)	2	1

8月4日(土)	24	11	2月16日(土)	3	1
9月1日(土)	2	1	3月16日(土)	1	0
			参加人数合計	69	29

(2)おひざでだっこのおはなし会

	年間実施回数		参加者数(うち子ども)	
	H30(2018)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	H29(2017)年度
愛知川図	10	10	95(51)	100(50)
秦荘図	12	11	138(73)	129(69)
合計	22	21	233(124)	229(119)

(愛知川図書館 内訳)

実施月日	子ども人数	大人人数	実施月日	子ども人数	大人人数
4月8日(日)	3	2	10月14日(日)	4	3
5月13日(日)	3	3	11月11日(日)	4	3
6月9日(日)	9	7	12月9日(日)	4	5
7月8日(日)	10	7	1月13日(日)	2	1
9月9日(日)	6	5	3月10日(日)	6	8
			参加合計	51	44

(秦荘図書館 内訳)

実施月日	子ども人数	大人人数	実施月日	子ども人数	大人人数
4月3日(火)	8	7	10月2日(火)	3	3
5月1日(火)	8	7	11月6日(火)	4	3
6月5日(火)	8	7	12月4日(火)	5	5
7月3日(火)	10	9	1月8日(火)	2	2
8月7日(火)	7	7	2月5日(火)	3	2
9月11日(火)	5	5	3月5日(火)	10	8
			合計	73	65

(3)地域団体(子ども会等)出張おはなし会

	年間実施回数		参加者数(うち子ども)	
	H30(2018)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	H29(2017)年度
愛知川図	8	7	436(329)	458(385)
秦荘図	2	5	156(131)	175(118)
合計	10	12	592(460)	633(503)

(愛知川図書館 内訳)

* こども対象

	実施月日	団体名	子ども人数	付添人数
1	7月22日(日)	市子ども会	120	25

2	7月25日(水)	愛知川東小学童	35	4
3	8月2日(木)	宝満寺こども広場	25	4
4	8月2日(木)	愛知川小学童	28	4
5	8月18日(土)	長野西子ども会	26	6
6	12月26日(水)	とよくに子ども食堂	71	20
7	3月2日(土)	長野東子ども会	24	4
		参加人数合計	329	67

*こども以外（高齢者）対象

	実施月日	団体名	対象人数	その他人数
1	8月22日(水)	東円堂まどか	35	5
		参加人数合計	35	5

(秦荘図書館 内訳)

・児童対象

	実施月日	団体名	子ども人数	付添人数
1	8月6日(月)	とよくに子ども食堂	65	10
2	3月25日(月)	とよくに子ども食堂	66	15
		参加人数合計	131	25

(4)小・中学校出張おはなし会・ブックトーク・ブックリスト紹介(延べ回数)

	H30(2018)年度	H29(2017)年度
愛知川図書館	46	36
秦荘図書館	53	49
合計	99	85

(愛知川図書館 内訳)

日付	場所	クラス	内容	延べ回数
4月20日(金)	愛知川小学校 (図書室)	1年1組,2組,3組	図書室オリエンテーション・おはなし会	3
5月10日(木)	愛知川東小学校 (図書室)	1年1組,2組,3組	図書室オリエンテーション・おはなし会	3
5月11日(金)	愛知川小学校	4年1組,2組,3組	おはなし会	3
5月17日(木)	愛知川東小学校	2年1組,2組,3組	おはなし会	3
5月18日(金)	愛知川小学校	3年1組,2組,3組	おはなし会	3
5月24日(木)	愛知川東小学校	3年1組,2組,3組	おはなし会	3
5月31日(木)	愛知川小学校	2年1組,2組,3組	おはなし会	3
6月7日(木)	愛知川小学校	5年1組,2組,3組	おはなし会	3
6月8日(金)	愛知川東小学校	5年1組,2組	おはなし会	2
6月15日(金)	愛知川小学校	6年1組,2組,3組	おはなし会	3
6月28日(木)	愛知川東小学校	6年1組,2組	おはなし会	2

7月5日(木)	愛知川小学校	1年1組,2組,3組	夏のブックリスト紹介	3
7月11日(水)	愛知中学校	1年1組,2組,3組, 4組	夏のブックリスト紹介	4
7月12日(木)	愛知川東小学校	3年2組	目次と目録の説明	1
7月13日(金)	愛知川東小学校	2年1組,2組,3組	図書室の配架の工夫+ 夏のブックリスト紹介	3
10月12日(金)	愛知川小学校	すずかけ1～3組	おはなし会	1
10月18日(木)	愛知川東小学校	ひまわり全体	おはなし会	1
10月19日(金)	愛知川東小学校	ひまわり2年生	おはなし会	1
2月28日(木)	愛知川小学校	1年3組	おはなし会	1
			合計	46

(秦荘図書館 内訳)

日付	場所	クラス	内容	延べ回数
4月17日(火)	秦荘西小学校	2年2組 3年1組	図書室オリエンテーション	2
4月18日(水)	秦荘西小学校	2年1組 3年2組	図書室オリエンテーション	2
4月18日(水)	秦荘西小学校	1年生	おはなし会	2
4月23日(月)	秦荘東小学校	2年生	子ども読書の日おはなし会	2
4月23日(月)	秦荘東小学校	3年生	子ども読書の日おはなし会	1
4月24日(火)	秦荘中学校	1年生	図書室オリエンテーション	3
4月25日(水)	秦荘西小学校	1年生	図書室オリエンテーション	2
4月26日(木)	秦荘東小学校	1年生	図書室オリエンテーション	2
5月2日(水)	秦荘東小学校	4年生	子ども読書の日おはなし会	2
5月2日(水)	秦荘東小学校	1年生	子ども読書の日おはなし会	1
7月3日(火)	秦荘西小学校	1年生	夏のブックリスト紹介	2
7月3日(火)	秦荘西小学校	6年生	夏のブックリスト紹介	1
7月4日(水)	秦荘東小学校	4年生	夏のブックリスト紹介	1
7月4日(水)	秦荘西小学校	2年生	夏のブックリスト紹介	2
7月4日(水)	秦荘西小学校	3年生	夏のブックリスト紹介	1
7月4日(水)	秦荘西小学校	5年生	夏のブックリスト紹介	1
7月4日(水)	秦荘東小学校	3年生	夏のブックリスト紹介	1
7月5日(木)	秦荘東小学校	6年生	夏のブックリスト紹介	2
7月9日(月)	秦荘東小学校	5年生	夏のブックリスト紹介	2
7月11日(水)	秦荘東小学校	2年生	夏のブックリスト紹介	1
7月11日(水)	秦荘東小学校	1年生	夏のブックリスト紹介	1

7月11日(水)	秦荘中学校	特別学級	夏のブックリスト紹介	2
7月12日(木)	秦荘西小学校	4年生	夏のブックリスト紹介	2
7月17日(火)	秦荘中学校	1～3年生	夏のブックリスト紹介	8
10月16日(火)	秦荘西小学校	6年生	ブックトーク	1
11月6日(火)	秦荘西小学校	3年生	秋のおはなし会	2
11月7日(水)	秦荘西小学校	1年生	秋のおはなし会	1
11月7日(水)	秦荘西小学校	2年生	秋のおはなし会	1
11月7日(水)	秦荘西小学校	4年生	秋のおはなし会	2
合計				53

(5)幼稚園・保育園向けおはなし会

	おはなし会延べ回数	
	H30(2018)年度	H29(2017)年度
愛知川図書館	18	22
秦荘図書館	5	10
合計	23	32

(愛知川図書館 内訳)

	日付	校名	クラス	おはなし会のべ回数	備考
1	4月26日(木),27日(金)	愛知川幼稚園	年長3クラス	3	
2	5月16日(水)	愛知川幼稚園	年長3クラス	0	貸出遠足
3	6月1日(金)	愛知川幼稚園	年長3クラス	0	
4	8月29日(水)	つくし保育園	全園児	3	
5	10月4日(木)	愛知川幼稚園	年長3クラス	0	貸出遠足
6	10月17日(水)	愛知川保育園	年長	0	貸出遠足
7	10月24日(水)～26日(金)	愛知川幼稚園	年長年中ペア各1クラス	6	返却・おはなし会
8	2月15日(金)	愛知川幼稚園	年中年少ペア各1クラス	2	おはなし会
9	2月20日(水),21日(木)	愛知川幼稚園	年中年少ペア各1クラス	4	おはなし会
合計				18	

(秦荘図書館 内訳)

	日付	校名	クラス	内容	おはなし会のべ回数
1	6月19日(火)	秦荘幼稚園	年少・年中・年長	6月お誕生会おはなし会	1
2	9月25日(火)	秦荘幼稚園	年少・年中・年長	9月お誕生会おはなし会	1

3	10月15日(月)	秦荘幼稚園	年中・年長	図書館さんぽ年長貸出・年中おはなし会	1
4	11月12日(火)	秦荘幼稚園	年中・年長	図書館さんぽ年長貸出とおはなし会・年中おはなし会	1
5	11月20日(火)	秦川保育園	5歳児	おさんぽミニおはなし会	1
			合計		5

(6)その他

① 職場体験実習

- ・愛知川図書館 6月7日(木)、8日(金) 愛知中学校2年生2名
- ・秦荘図書館 6月12日(火)、13日(水) 秦荘中学校2年生2名

② 秦荘中学校出前図書館（秦荘図書館から秦荘中学校）

- ・31回実施 貸出冊数263冊、貸出人数(のべ)170人

③ 図書館見学

- ・愛知川図書館 2回

日付	学校	学年	内容
6月6日(水)	愛知川東小学校	2年生全員	館内案内・質疑
6月29日(金)	愛知川小学校	3年生18名	まちたんけん質問

- ・秦荘図書館 3回

日付	校名	学年	内容
5月9日(水)	秦荘東小学校	3年生全員	館内見学・貸出・質疑
5月22日(火)	秦荘西小学校	3年生全員	館内見学・貸出・質疑
10月20日(火)	秦荘西小学校	2年生全員	館内見学・貸出・質疑

④ ブックスタートへの参加

- ・4か月児健診、きらきらバースディでブックスタートへの協力
- ・愛知川図書館:4か月対象、秦荘図書館:11ヶ月児対象

⑤ 学校図書館支援(司書配置日数、学校図書館貸出冊数)

	司書配置 回数(日/人)	学校図書館 貸出冊数	児童・生徒1人 あたりの貸出冊数	調べ学習の 支援回数
秦荘東小学校	75	7,813	28.0	26
秦荘西小学校	77	5,836	21.3	34
愛知川小学校	77	12,043	22.1	26
愛知川東小学校	78	6,993	16.6	36
小学校計	307	32,685	--	122
秦荘中学校	34	1,478	6.4	3

愛知中学校	24	499	1.2	5
中学校計	58	1,977	--	8
小中学校計	365	34,662	--	130

・児童生徒数は平成 30 年(2018 年)5 月 1 日現在

6. 図書館企画・行事

(1)愛知川図書館

①愛知川図書館 古文書を読む会

・場所 びんてまりの館 ・講師 愛知川図書館職員

・開催時間 金曜日 14:00～15:00、日曜日 10:30～11:30

実施日	参加者数	実施日	参加者数
4 月 13 日(金)	12	10 月 12 日(金)	13
4 月 22 日(日)	13	10 月 21 日(日)	11
5 月 11 日(金)	13	11 月 9 日(金)	13
5 月 20 日(日)	15	11 月 18 日(日)	9
6 月 8 日(金)	11	12 月 7 日(金)	13
6 月 17 日(日)	10	12 月 16 日(日)	12
7 月 13 日(金)	10	1 月 11 日(金)	12
7 月 22 日(日)	12	1 月 20 日(日)	11
8 月 10 日(金)	8	2 月 8 日(金)	12
8 月 19 日(日)	11	2 月 17 日(日)	12
9 月 14 日(金)	17	3 月 8 日(金)	15
9 月 23 日(日)	10	3 月 17 日(日)	12
		合計	287 人

②愛知川図書館 行事など

月	行事	展示・ミニ展示コーナー
		○ カウンター横表紙展示 ・ ミニコーナー展示、追悼 ◎ こどもしつ表紙展示
4	・ 図書館医療講演会「図書館で知ろう・学ぼう」が ん」(4/21、15 名)	○「図書館虎の巻」「伊能忠敬没後200年」 ・「花のある暮らし」「あなたと話したい」 ◎「子ども読書週間記念 教科書に出ている 本」
5	・ 愛知川図書館シネマ「シング・ストリート」(5/27、10 名)	○「タバコと健康」「追悼 かこさとしさん」 ・「カラダにうれしいヘルシーごはん」 ・「お悩みスッキリ解決!」「日本の鳥、世界の 鳥」 ◎「子ども読書週間記念 教科書に出ている

		本」
6		○「びわ活」「隠れキリシタン」「縄文がきてる」 ・「ワールドカップ！」「水の本」 ◎「あめ」「とよたかずひこさんの本」
7	・第 4 回ほんてつ版ビブリオバトル & 図書館バックあ つめます！（7/1） ・おはなしレストラン、こどもえいが会「トムとジェリー」 （7/28、70 名）	○「夏の甲子園」 ・「夏をたのしむ！」「備えていますか」「ぎょつ」 ◎「とよたかずひこさんの本」
8		○「日本・インドネシア国交樹立 60 周年」「絶 景かな」 ・「怖いお話いかがですか」「チャレンジ！夏の スポーツ」 ◎「なつのほん」「夏のブックリスト掲載本」
9		○「太宰治と太田治子」 ・「地図で知る！地理を楽しむ！」「もうすぐ楽し い運動会」「秋のお出かけ」 ・追悼 さくらももこさん ◎「たべもののおはなし」
10	・図書館フェスティバル（10/27-11/18） ・スタンプラリー（参加者 166 名）	○「民話の世界」「古書という魅力」 ・「パーティータイム」「海外の本に挑戦！」
11	・バリアフリー映画会「西の魔女が死んだ」（11/4、 14 名） ・マガジンリサイクル（11/10-11/18） ・特別読書会「時代小説について語ろう」（11/16、 6 名）	○「数字の世界」 ・「はんなり和のこもの」「〇〇の秋」「美味しいも のを語る本」 ◎「ふゆのほん」「クリスマス」「詩に親しもう」
12		○「愛荘町立図書館ベストリーダ 2018」「赤い 鳥 創刊 100 年 ～愛荘町と『赤い鳥』」「いわ さきちひろ生誕 100 年」 ・「スッキリ ピカピカ」「クリスマス」「映画と原 作」 ◎「ふゆのほん」「おしょうがつをむかえよう」
1	・蔵書点検のため休館（1/28-2/2）	○「猪と里山」「新春初笑い」 ・「あったかいもの、食べたい！」「チョコレート、 あげたい」「日本、再発見」「さむさをふきとばそ う！」 ◎「ふゆのほん」
2	・愛知川読書会主催：愛知中学校生徒との読書会 （1/26、13 名）	○世界の王室・日本の皇室 ・「あったか小物、編みたい！」「お花の本」「カ ラダのおなやみ」

3		○世界の王室・日本の皇室 ・「こだわりの逸品」「動物たちがおしえてくれること」「わたし元年、準備中。 ～もうすぐ新年度、新元号。わたしもスタート～」 ◎「はるをさがそう」
---	--	---

③愛知川図書館 視察受入等

月日	団体名・内容	人数
4月6日(金)	綾部市教育委員会	13
5月31日(木)	愛犬教職員初任者研修	14
9月12日(水)	大空町	1
9月23日(日)	勝浦町	1
10月19日(金)	柴田町	2
1月23日(水)	明治大学、帝京大学	1
	合計6団体	32

④健康診断時の出前図書館の実施

町の実施する健康診断時に「出前図書館」を実施し、資料の提供と貸出を実施しました。

月日	開催場所
5月27日(日)	愛知川保健センター
6月23日(土)	愛知川保健センター

⑤回廊展示

期間	展示内容
4月13日～5月10日	図書館とらの巻
5月19日～7月15日	ののすておりがみ展
7月20日～8月3日	中部森林組合「水と森の写真展」
10月27日～11月25日	メロディ作品展(障がい者の就労と余暇を考える会)
11月29日～12月26日	キルト工房とんがり作品展
1月23日～2月27日	東円堂サロンまどか作品展
3月2日～3月24日	高橋誠油彩作品展

⑥ピアノボランティア演奏

・ピアノ&サックス演奏 合計 14 回開催

(2)秦荘図書館

①秦荘図書館 古文書教室

・秦荘図書館では初級者コースを開催し、レベルアップコースは愛荘町立歴史文化博物館で開催

・場所 秦荘図書館 AVホール

・講師 愛荘町立歴史文化博物館職員 (実施時間 13:30~15:00)

実施日	参加者数	実施日	参加者数
4月28日(土)	10	10月27日(土)	6
5月26日(土)	11	11月24日(土)	7
6月23日(土)	7	12月22日(土)	9
7月28日(土)	7	1月19日(土)	6
8月25日(土)	7	2月23日(土)	6
9月22日(土)	5	3月16日(土)	8
		合計	89

・秦荘図書館の古文書教室は平成31年3月で終了。

②あたまいきいき 音読教室

・毎月第3水曜日 10:30~11:30 ・場所 秦荘図書館 AVホール

・申し込み不要、1回だけの参加も可 ・参加無料

実施日	参加者数	実施日	参加者数
4月18日(水)	10	10月17日(水)	6
5月16日(水)	6	11月21日(水)	4
6月20日(水)	4	12月19日(水)	5
7月18日(水)	6	1月16日(水)	6
8月22日(水)	6	2月20日(水)	8
9月19日(水)	4	3月20日(水)	7
		合計	72

③ 秦荘図書館 行事など

月	行事	展示テーマ
		☐ カウンター前展示 ☐ 小展示 ☐ 玄関展示 ☒ 児童室展示 ☒ ほすびたな展示
4		☐ 「内田康夫追悼」 ☒ 「眠りたいのに眠れない」 ・「おでかけおでかけ」
5		☐ 「津本陽追悼」 ☒ 「5月31日は世界禁煙デー」 ☐ 「さようなら かこさとしさん」 ☐ 「今小学生が一番好きな本は？」 ・「初夏の手しごと」
6		☐ 「ちょっとお茶にしませんか」 ☒ 「ちゃぶちゃぶぽちゃん」
7	・夏休み科学工作教室(7/25、19名)	☐ 「ほんとといっしょのなつやすみコーナー」

		☐ 「ホンノモリコーナー」 ☒ 「熱中症予防」 ☒ 「課題図書コーナー」
8	・夏休みとくべつおはなし会 おはなしワンダー (8/4、35 名)	☐ 「ゆたかな毎日」 ☒ 「追悼 大塚勇三さん」
9	・蔵書点検のため休館(9/3-9/8)	☐ 「追悼 さくらももこさん」 ☒ 「おじいちゃんおばあちゃん」
10	・図書館フェスティバル(10/27-11/18) ・スタンプラリー(10/27-11/18、70 名) ・オリジナルしおりをつくろう(10/28、14 名)	☐ 「読む芸術」 ☒ 「ふしぎふしぎ」
11	・マガジンリサイクル(11/3、70 名 1,353 冊)	☐ 「年末年始の準備」 ☒ 「寒い冬を暖かく過ごす」 ☒ 「まちどおしいクリスマス」
12		☐ 「旅行かばんにこの一冊」 ☐ 「こんな本よんだよ読書感想シート」 ☐ 「2018 年話題になった本」
1		☐ 「笑う門には福が来る」 ☒ 「芥川賞・直木賞受賞」 ☐ 「追悼 梅原猛さん」 ☐ 「追悼 宮川ひろさん」 ☐ 「追悼 和久峻三さん」 ☐ 「追悼 ジョン・バーニンガムさん」 ☒ 「わっはははは」
2		☐ 「追悼 堺屋太一さん」 ☐ 「追悼 橋本治さん」 ☒ 「スキ・すき」 ☒ 「追悼 トミー・ウンゲラーさん」
3		☐ 「本で平成を振り返る」 ☐ 「追悼 吉沢久子さん」 ☒ 「追悼 上野紀子さん」

7. 図書館協議会(平成 30 年度(2018 年度))

・愛荘町立図書館協議会委員 10 名 (任期 平成 30 年(2018 年)4 月 1 日から 2 年間)

西澤 基治 会長、安孫子 雅城 副会長

大辻 登代子 委員、小川 寿晴 委員、辰巳 和美 委員、辻野 ミ子 委員、

野村 仁美 委員、原田 一宏 委員、村田 賢司 委員、増田 登喜子 委員(平成 30 年 11 月 30 日退職)、西村 知子 委員(平成 30 年 12 月 1 日委嘱)

・平成 30 年(2018 年) 5 月 23 日(水) 第 1 回 場所:秦荘図書館

・11 月 28 日(水) 第 2 回 場所:愛知川図書館

・12 月 12 日(水) 愛荘町図書館計画(愛荘町まちじゅう読書の計画(愛荘町立図書館サービス計画、愛荘町子ども読書活動推進計画))について教育長職務代理者へ答申

・平成 31 年(2019 年) 3 月 6 日(水) 第 3 回 場所:秦荘図書館

第2章 愛知川びんてまりの館

1. 入館者数

	平成 30 年(2018 年)度	平成 29 年(2017 年)度
総入場者数	32,153	32,583
常設展入場者数	15,410	15,896
企画展入場者数	15,568	15,488
びんてまり講習・企画展 関連行事などの入場者数	1,175	1,199

2. 企画展

開催時期	内容	入場者数
4 月 14 日(土)～5 月 20 日(日)	第 23 回夢けんせつフォトコンテスト入賞作品展	1,160
6 月 2 日(土)～6 月 17 日(日)	蝶の標本展	674
6 月 23 日(土)～7 月 22 日(日)	とよたかずひこ絵本の世界	1,869
8 月 8 日(水)～8 月 26 日(日)	集団学童疎開「時空の旅」成瀬国晴原画展	2,089
9 月 1 日(土)～9 月 14 日(金)	世界のバリアフリー 児童図書展	586
10 月 3 日(水)～10 月 28 日(日)	高宮最後の麻布商 小堀卯之助商店×近江麻布	1,353
11 月 10 日(土)～11 月 18 日(日)	図書館の本でつくりました展2	724
12 月 1 日(土)～12 月 16 日(日)	びんてまり展	1,723
1 月 12 日(土)～1 月 27 日(日)	タイムトラベルあいしょうpt2 中山道ランドマーク案内	719
2 月 6 日(水)～3 月 3 日(日)	愛知中学卒業展 人生に捧げる愛コトバ	3,341
3 月 9 日(土)～3 月 24 日(日)	福山聖子絵画話 66 題 愛知川のほとりを描く	1,330

合計 15,568

3. びんてまり教室

開催時期	講座名	対象	参加者数
7-8 月	夏休みびんてまり教室	町内小 5～中学生対象(6 日間)	延べ 82 人
7-12 月	小さなびんてまり教室	町外在住者対象(月 2 回、土曜日、全 12 回)	延べ 444 人
9 月	ふるさと体験塾	町外在住者対象(2 日間)	延べ 56 人
2 月	初心者講習会	町内高校生以上対象(3 回、土曜日)	延べ 33 人

4. 愛知川びんてまりの館 団体見学

月日	団体名等	人数
4 月 6 日	綾部市教育委員会	13
4 月 7 日	彦根青年会議所主催ツアー	20
4 月 11 日	三交パルック・てまりホルダー体験	20
4 月 20 日	レイクスターズ広報取材(SNS)	2
4 月 27 日	愛知川幼稚園(年長)	80
5 月 17 日	守山市埋蔵文化財センター友の会	40
5 月 17 日	マナベル倶楽部(静岡県)	49

5月24日	JR電車でウォーク(観光ボランティア引率)	33
5月26日	三交パルック・てまりホルダー体験	22
6月8日	秦荘西小学校3年生	55
6月28日	レイカディア大学OB	24
6月28日	JA西びわ湖女性部	23
6月29日	愛知川小学校3年 まち探検	18
7月21日	あいしょうまちめぐりツアー	46
7月27日	アンスリック(県広報映像作成)	2
8月8日	BBC きらりん滋賀生放送	5
8月9日	光泉高校放送部(放送コンクール取材)	3
9月8日	光泉高校放送部(放送コンクール取材)	3
9月12日	北海道大空町教育委員会	1
9月12日	ここ滋賀フリーペーパー取材	2
9月13日	布絵本グループもこもこ滋賀	4
9月23日	勝浦町	1
10月3日	米原市ほほえみサロン	25
10月4日	愛知川幼稚園(年長)	80
10月18日	草津玉川まちづくりサロン	20
10月19日	柴田町議会	2
10月27日	NPOまなびしが	20
10月28日	ちゃぐりんキッズ	20
11月8日	ふれあいサロンたしろ(信楽)	20
11月17日	山田学区まちづくり協議会	40
11月22日	米原市かわち区福祉会	20
12月1日	わくわくサロン	14
12月6日	詩吟の会(草津市)	28
12月6日	米原公民館	17
12月6日	レイカディア大学	10
12月7日	愛知川幼稚園年中クラス	85
12月7日	ヤマプラ、滋賀トヨペット(観光サイト取材)	6
12月8日	町観光ツアー	39
12月8日	三交パルックツアー	42
12月8日	びわこバスケットクラブ	17
12月13日	八日市デイサービス	15
12月13日	光泉高校放送部(放送コンクール取材)	3
12月14日	デイサービス	20
2月14日	NHKおうみ発 630 取材	10
2月20日	愛知川幼稚園	80
2月21日	愛知川幼稚園	80
	合計	1179

Ⅲ 図書館 月別統計

愛知川図書館

項目	年度末												前年度末合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開館日数	20日	18日	21日	21日	22日		21日	20日	19日	17日	17日	21日	237日
総貸出冊数	17,619冊	15,740冊	18,413冊	20,567冊	20,300冊	19,682冊	17,013冊	16,974冊	17,510冊	16,028冊	17,689冊	20,956冊	218,491冊
個人貸出冊数	16,820冊	15,284冊	17,884冊	19,225冊	19,609冊	18,619冊	16,427冊	16,265冊	16,981冊	15,525冊	17,055冊	19,150冊	208,844冊
1日平均	841冊	849冊	852冊	915冊	891冊	887冊	821冊	856冊	849冊	913冊	1,003冊	912冊	881冊
種類別(計)													
一般書	9,652冊	8,678冊	9,619冊	9,980冊	10,537冊	10,516冊	9,682冊	9,041冊	9,828冊	8,933冊	10,143冊	10,878冊	117,487冊
児童書	4,789冊	4,488冊	5,886冊	6,951冊	6,746冊	5,730冊	4,726冊	5,060冊	5,069冊	4,649冊	4,796冊	5,705冊	64,595冊
雑誌	1,174冊	1,017冊	1,154冊	1,066冊	1,044冊	1,144冊	991冊	1,039冊	1,038冊	1,032冊	1,053冊	1,268冊	13,020冊
ビデオ・DVD	1,205点	1,101点	1,225点	1,228点	1,282点	1,229点	1,028点	1,125点	1,046点	911点	1,063点	1,299点	13,742点
個人貸出人数	2,621人	2,445人	2,856人	3,037人	3,199人	2,836人	2,613人	2,694人	2,466人	2,292人	2,606人	2,928人	32,593人
団体貸出冊数	799冊	456冊	529冊	1,342冊	691冊	1,063冊	586冊	709冊	529冊	503冊	634冊	1,806冊	9,647冊
団体貸出人数	120人	123人	109人	142人	108人	162人	268人	209人	200人	222人	208人	304人	2,175人
予約件数	628件	553件	636件	657件	560件	740件	664件	663件	743件	472件	552件	549件	7,417件
内WEB	189件	211件	249件	227件	165件	206件	210件	219件	283件	154件	138件	196件	2,447件
相互貸借													
県立借用	44冊	60冊	40冊	38冊	44冊	45冊	49冊	74冊	75冊	40冊	34冊	49冊	592冊
他借用	16冊	11冊	28冊	18冊	20冊	26冊	14冊	22冊	18冊	15冊	15冊	17冊	220冊
他館貸出	86冊	89冊	78冊	56冊	86冊	95冊	97冊	82冊	72冊	96冊	88冊	95冊	1,020冊
相談・調査	167件	204件	151件	174件	209件	121件	96件	91件	79件	93件	89件	128件	1,602件
新規登録者数	126人	23人	49人	58人	31人	91人	26人	19人	13人	16人	20人	31人	503人
入館者数	7,260人	6,965人	8,792人	9,891人	10,371人	7,864人	7,407人	7,368人	7,287人	6,117人	7,348人	8,365人	95,035人

平成30年度(2018年度) 秦荘図書館利用状況

年度末

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度末合計
開館日数	20日	20日	20日	20日	21日	20日	16日	21日	19日	18日	18日	21日	233日	232日
総貸出冊数	6,938冊	6,233冊	6,741冊	8,316冊	8,316冊	8,629冊	5,627冊	6,746冊	5,980冊	6,712冊	6,591冊	8,254冊	83,778冊	84,245冊
個人貸出冊数	5,589冊	5,663冊	6,024冊	7,691冊	7,691冊	7,045冊	5,029冊	6,197冊	5,193冊	5,239冊	6,068冊	6,688冊	72,147冊	74,145冊
1日平均	279冊	283冊	301冊	366冊	366冊	352冊	314冊	295冊	273冊	291冊	337冊	318冊	309冊	319冊
種類別(計)														
一般書	3,011冊	2,953冊	3,207冊	3,518冊	3,518冊	3,187冊	2,658冊	3,350冊	2,691冊	2,793冊	3,271冊	3,467冊	37,182冊	39,777冊
児童書	1,755冊	2,007冊	1,931冊	3,316冊	3,316冊	3,095冊	1,690冊	1,993冊	1,792冊	1,841冊	2,034冊	2,320冊	25,701冊	24,671冊
雑誌	388冊	345冊	424冊	430冊	430冊	401冊	316冊	482冊	399冊	333冊	388冊	418冊	4,756冊	5,012冊
ビデオ・DVD	435点	358点	462点	427点	427点	362点	365点	372点	311点	272点	375点	483点	4,508点	4,685点
個人貸出人数	969人	1,099人	1,041人	1,241人	1,241人	1,171人	866人	1,039人	983人	786人	1,035人	1,152人	12,293人	12,914人
団体貸出冊数	1,349冊	570冊	717冊	625冊	625冊	1,584冊	598冊	549冊	787冊	1,473冊	523冊	1,566冊	11,631冊	10,100冊
団体貸出人数	85人	80人	99人	70人	70人	84人	64人	91人	84人	90人	66人	84人	986人	1,000人
予約件数	377件	344件	258件	351件	351件	369件	277件	309件	310件	288件	494件	459件	4,311件	3,655件
内WEB	177件	176件	101件	158件	158件	173件	111件	164件	190件	163件	345件	330件	2,442件	1,295件
相互貸借														
県立借用	3冊	13冊	6冊	3冊	3冊	5冊	10冊	4冊	6冊	12冊	7冊	8冊	79冊	129冊
他借用	1冊	8冊	1冊	3冊	3冊	3冊	1冊	2冊	4冊	4冊	2冊	5冊	36冊	40冊
他館貸出	16冊	14冊	19冊	25冊	25冊	19冊	28冊	23冊	11冊	17冊	15冊	18冊	235冊	196冊
相談・調査	61件	85件	96件	114件	114件	85件	48件	86件	115件	35件	120件	72件	961件	813件
新規登録者数	38人	6人	4人	19人	19人	8人	6人	10人	17人	2人	10人	11人	136人	156人
入館者数	2,786人	3,045人	3,136人	3,889人	3,889人	3,480人	2,382人	3,313人	2,951人	2,458人	2,860人	3,219人	36,142人	38,559人

Ⅳ 例規・沿革

1. 例規

○愛荘町立図書館条例

平成 18 年 2 月 13 日 条例第 83 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、愛荘町立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称および位置)

第 2 条 図書館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
愛荘町立秦荘図書館	愛荘町安孫子 822 番地
愛荘町立愛知川図書館	愛荘町市 1673 番地

(管理)

第 3 条 図書館は、愛荘町教育委員会が管理する。

(図書館協議会)

第 4 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、愛荘町立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 人以内とする。

3 委員は、町内に住所を有する者および町内事業所に勤務する者で、図書館について識見を有する者の中から教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。なお、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

5 前 3 項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

付 則(平成 24 年 3 月 2 日条例第 10 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

○愛荘町立図書館条例施行規則

平成 18 年 2 月 13 日 教育委員会規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、愛荘町立図書館条例(平成 18 年愛荘町条例第 83 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 愛荘町立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。

(1) 図書館資料(図書、記録、新聞、雑誌、地域資料、行政資料、視聴覚資料その他必要な資料をいう。以下同じ。)の収集、整理および保存

(2) 個人貸出しおよび団体貸出し

- (3) 読書案内
- (4) 調査研究への援助
- (5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催および奨励
- (6) 時事に関する情報および参考資料の紹介ならびに提供
- (7) 郷土資料の収集および提供
- (8) 図書館資料の図書館間相互貸借
- (9) 障がい者など図書館利用にハンディキャップを持つ人たちに対する利用援助
- (10) 読書団体との連絡、協力および団体活動等の促進
- (11) 住民の自主的な読書活動に対する連携および援助
- (12) 図書館の広報
- (13) 他の図書館、学校、公民館、博物館または研究所との連携および協力
- (14) その他図書館の目的達成のために必要な事業

(職員)

第3条 図書館に館長を置く。

2 館長は、司書の資格を有する者をもって充てる。

3 館長の下に司書を置く。

4 必要に応じて、館長補佐、係長、主査、主任、主事、主事補その他の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長は、上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 館長補佐は、館長を助け、所管の事務を処理し、館長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。
- (4) 主査は、上司の命を受け、所管の事務を処理する。
- (5) 主任は、上司の命を受け、所管の事務を処理する。
- (6) 主事は、上司の命を受け、所管の事務を処理する。
- (7) 主事補は、上司の命を受け、所管の事務を処理する。
- (8) 司書は、上司の命を受け、専門的業務および所管の事務を処理する。
- (9) その他の職員は、上司の命を受け、一般事務の補助を行う。

(分掌事務)

第5条 図書館係の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に定める事業の実施および調整に関すること。
- (2) 図書館の一般庶務に関すること。
- (3) 施設、設備および備品の維持管理に関すること。
- (4) びんてまりの館との調整に関すること。
- (5) 公用車の管理に関すること。
- (6) 公印の保管に関すること。
- (7) 関係機関、団体等との連絡および調整に関すること。
- (8) 町史編さんに関すること。
- (9) その他図書館に関すること。

(専決事項)

第6条 館長は、次の事務を専決する。

- (1) この規則の実施に関すること。

- (2) 図書館資料の選択、収集および廃棄に関すること。
- (3) 図書館施設の利用に関すること。
- (4) 町史編さん協力員との連絡調整に関すること。
- (5) 執筆者との連絡調整に関すること。
- (6) その他軽易な事項

(専門的事務に関する研修)

第 7 条 職員は、図書館奉仕を向上させるため、専門的事務に関する研修に努めなければならない。

(利用者の秘密を守る義務)

第 8 条 図書館は、利用者の秘密が第三者に知られることのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、図書館資料の提供を通じて知り得た個人の秘密について漏らしてはならない。

(資料の選定および除籍)

第 9 条 館長は、図書館資料の選定および除籍に当たって、思想的、宗教的および政治的中立の観点を堅持し、幅広く図書館資料を選定するように努めなければならない。

(休館日)

第 10 条 図書館の休館日は、別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、教育長の承認を得て、これを変更し、または臨時に休館することができる。

(開館時間)

第 11 条 図書館の開館時間は、別表第 2 のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、教育長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の制限)

第 12 条 館長は、この規則または館長の指示に従わない者に対して、図書館資料および施設の利用を制限することができる。

(貸出しの対象および手続)

第 13 条 貸出しを受けることができる者は、愛荘町内に居住する者または勤務し、もしくは通学している者とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 貸出しを受けようとする者は、貸出カード申込書(様式第 1 号)を提出して貸出カード(様式第 2 号)の交付を受け、これにより申し込まなければならない。

(貸出しの冊数または点数および期間)

第 14 条 図書館資料の個人貸出しの冊数または点数および期間は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、館長が特に必要と認めるときは、その冊数または点数および期間を別に指定することができる。

(貸出しの制限)

第 15 条 図書館資料は、すべて貸出しすることを原則とする。ただし、館長が指定する図書館資料については、制限することができる。

2 図書館資料の返却を故意に遅らせ、または返却しない者に対して、館長は、図書館資料の貸出しを制限することができる。

(配送貸出し)

第 16 条 館長が特に必要と認めた者は、配送貸出しを受けることができる。

2 貸出しを受けようとする者または代理人は、配送貸出申込書(様式第 3 号)を提出して貸出カード(様式第 2 号)の交付を受け、これにより申し込まなければならない。

3 配送貸出しの冊数および期間は、第 14 条の規定を準用する。

(団体貸出し)

第 17 条 図書館は、学校、家庭または地域を中心として主体的に読書活動を行う団体に対し、図書資料の貸出しを行うことができる。

2 貸出しを受けようとする団体は、団体貸出申込書(様式第 4 号)を提出して貸出カード(様式第 2 号)の交付を受け、これにより申し込まなければならない。

3 貸出しの方法、冊数および期間については、その団体と協議の上、館長が別に定める。

(貸出カードの紛失等の届出)

第 18 条 貸出カードもしくは貸出カード申込書(配送、団体含む。)に記載した内容に変更が生じたとき、または貸出カードを紛失したときは、速やかに届け出なければならない。

(図書館資料の複写)

第 19 条 図書館は、利用者が図書館資料の複写を希望するときは、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条に規定する範囲内においてこれを行うことができる。

2 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

(寄贈および寄託)

第 20 条 図書館は、図書館資料の寄贈および寄託を受けることができる。

2 寄贈および寄託を受けた図書館資料は、他の図書館資料と同様の取扱いをするものとする。

3 図書館は、寄託された図書館資料がやむを得ない事由により滅失し、もしくは紛失し、または汚損し、もしくは破損したときは、その責めを負わないものとする。

(損害の弁償)

第 21 条 利用者は、図書館資料、設備器具等を著しく汚損し、破損し、または紛失したときは、現品または相当の代価をもって弁償しなければならない。

2 貸出カードが登録者以外のものによって使用され、損害が生じた場合、その責任は登録者本人が負うものとする。

(その他)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、愛荘町教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の図書館の管理運営に関する規則(平成 7 年秦荘町教育委員会規則第 4 号)または愛知川町立図書館管理運営規則(平成 12 年愛知川町教育委員会規則第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

付 則(平成 19 年 3 月 26 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 26 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 10 条関係)

名称	休館日
愛荘町立秦荘図書館	(1) 木曜日および金曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (3) 館内整理日(毎月第 1 水曜日)

	(4) 12月28日から翌年の1月4日まで(第2号に掲げる日を除く。) (5) 蔵書点検期間(年間10日以内)
愛荘町立愛知川図書館	(1) 月曜日および火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 館内整理日(毎月最終水曜日) (4) 12月28日から翌年の1月4日まで(第2号に掲げる日を除く。) (5) 蔵書点検期間(年間10日以内)

別表第2(第11条関係)

名称	開館時間
愛荘町立秦荘図書館	午前10時から午後6時まで
愛荘町立愛知川図書館	午前10時から午後6時まで

別表第3(第14条関係)

資料区分	貸出しの冊数または点数	貸出期間
図書	期間内に読める必要な冊数	3週間以内
ビデオテープ	2点以内	3週間以内
CD・カセット	合わせて3点以内	3週間以内

様式第1号(第13条関係)

様式第1号(第13条関係)

貸出カード申込書《新規・再発行・変更》

◎太枠の中をご記入ください。 受付日 年 月 日

フリガナ			利用者カード
名 前			
住 所	〒		
電 話 () —	生年月日	年 月 日	
F A X () —			
※愛荘町以外にお住まいの方のみ記入してください。			
勤 務 先	電 話 () —		

○愛荘町まちじゅう読書の宣言

平成21年3月5日 愛荘町議会議決

読書は、いろいろな人々の想いと出合わせ、心を豊かにしてくれます。

私たちは、愛あふれるふるさとを願って「まちじゅう読書」をすすめます。

本にふれる機会を増やしましょう

みんなで読書をたのしみましょう

こどもの読書を応援しましょう

○愛荘町立図書館協議会規則

平成18年2月13日 教育委員会規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛荘町立図書館条例(平成18年愛荘町条例第83号)第4条第4項の規定に基づき、愛荘町立図書館協議会(以下「協議会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 協議会に会長および副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長および副会長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任命)

第4条 協議会委員は、愛荘町教育委員会が任命する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、秦荘図書館および愛知川図書館において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、平成18年2月13日から施行する。

○図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関する要綱

平成19年4月17日 教育委員会告示第21号

第1条 この訓令は、図書館間協力により町外の図書館から借用した図書を「愛荘町立図書館条例施行規則第19条」、「著作権法第31条」および「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に沿って複写するに際し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 利用者が、町外図書館から借用した図書の複写を求める場合、図書を貸し出した館(以下「貸出館」という。)が著作権法第31条の権利制限によって例外的に無許諾で複写することが出来る図書館(図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの)であること、および、利用者が求める複写が著作権法第31条第1号の範囲内であることを確認出来たときに、その求めを受け入れる。

第3条 貸出館が明示的に複写を禁止している資料については、複写しない。

第4条 貸出館が禁止していない資料についても、複写による破損の恐れが予想される場合には、貸出館の判断を受けて複写する。

第5条 国立国会図書館等、貸出館が複写作業を利用者に行わせることを禁止している場合は、複写作業は職員が行う。

第6条 貸出館の求めた場合のみ複写記録を提出する。

付 則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

○愛荘町立図書館職員服務規程

平成18年2月13日 教育委員会訓令第13号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、図書館に勤務する職員の勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第 2 条 職員の勤務時間および休憩時間は、休日を除き次のとおりとする。

勤務時間は、午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分までとし、60 分の休憩時間を置く。

2 前項に規定する勤務時間の午前と午後、それぞれ 15 分の休息時間を置く。

(その他)

第 3 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 26 日教育委員会訓令第 7 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○愛荘町立愛知川びんてまりの館条例

平成 18 年 2 月 13 日 条例第 88 号

(設置)

第 1 条 びん細工てまりに関する資料を保存し、かつ、その活用と普及を図り、もって生涯学習および文化の発展に資するために、愛知川びんてまりの館を設置する。

(名称および位置)

第 2 条 愛知川びんてまりの館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
愛荘町立愛知川びんてまりの館	愛荘町市 1673 番地

(利用の許可)

第 3 条 愛荘町立愛知川びんてまりの館(以下「びんてまりの館」という。)の施設の利用を希望する者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第 4 条 館長は、施設の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用を許可しない。

- (1) 館内の秩序を乱すおそれのあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) びんてまりの館、図書館の活動目的から逸脱するとき。
- (5) 集团的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(利用の取消し)

第 5 条 館長は、施設の利用について次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用内容が許可の時と違ったとき。
- (3) 災害その他事故により、施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 館長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定による取消しにより損害が生じた場合、びんてまりの館はその責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第 6 条 入館者および資料の貸出しを受けたものは、自己の責めに帰すべき理由により、びんてまりの館の施設もし

くは設備を損傷し、またはびんてまりの館の物品もしくはびんてまりの館資料を亡失し、もしくは損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、びんてまりの館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の愛知川町びんてまりの館設置条例(平成 12 年愛知川町条例第 8 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

○愛荘町立愛知川びんてまりの館管理運営規則

平成 18 年 2 月 13 日 教育委員会規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、愛荘町立愛知川びんてまりの館条例(平成 18 年愛荘町条例第 88 号)第 7 条の規定に基づき、愛荘町立愛知川びんてまりの館(以下「びんてまりの館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 びんてまりの館の設置目的にしたがって、次に掲げる業務を行う。

- (1) びん細工手まりに関する資料および愛荘町に関する資料の調査研究、収集、保管および展示公開
- (2) びんてまりの館資料の利用に関する説明、助言および指導
- (3) びんてまりの館資料に関する解説書等の作成
- (4) びん細工手まりおよび愛荘町に関する講演会、研究会、講座等の開催
- (5) びん細工手まり以外の美術、工芸等に関する企画展の開催
- (6) その他びんてまりの館の設置の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第 3 条 びんてまりの館に館長、学芸員その他の必要な職員を置く。

(職務)

第 4 条 館長は、上司の命を受け、びんてまりの館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 学芸員その他の職員は、上司の命を受け、担当の事務または業務に従事する。

(専決事項)

第 5 条 館長は、次の事務を専決する。

- (1) びんてまりの館の管理運営規則の実施に関すること。
- (2) びんてまりの館の施設利用に関すること。
- (3) 資料の選択、収集および廃棄に関すること。
- (4) その他軽易な事項

(専門的業務に関する研修)

第 6 条 職員は、びんてまりの館の業務を向上させるため、専門的業務に関する研修に努めなければならない。

(分掌事務)

第 7 条 びんてまりの館の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 施設、設備および物品の維持管理に関する事。
- (3) 庶務に関する事。
- (4) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (5) 常設展示の管理に関する事。
- (6) 企画展示の管理運営に関する事。
- (7) 資料の借入れおよび貸出しに関する事。
- (8) 広報に関する事。
- (9) 地域文化資料の調査に関する事。

(休館日)

第 8 条 びんてまりの館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認める場合は、教育長の承認を得て、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日
- (2) 火曜日(その日が、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その翌日)
- (3) 祝日法による休日
- (4) 館内整理日(毎月最終水曜日。ただし、その日が前号に掲げる日に該当するときは、その翌日とする。)
- (5) 年末年始(12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで(第 3 号に掲げる日を除く。))

2 館長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、臨時に開館することができる。

(開館時間)

第 9 条 びんてまりの館の開館時間は、午前 10 時から午後 6 時までとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、教育長の承認を得てこれを変更することができる。

(入館の制限)

第 10 条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、または退館を命ずることができる。

- (1) 館内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者
- (2) びんてまりの館の施設もしくは設備または資料を損傷するおそれのある者
- (3) その他館長の指示に従わない者

(入館者の遵守事項)

第 11 条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館の施設もしくは設備または資料をき損し、または汚損しないこと。
- (2) 他の入館者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) その他館長が指示する事項

(資料の貸出し)

第 12 条 びんてまりの館の資料は、館長が特に適当と認めたものに対して貸出しすることができるものとする。

(寄贈および寄託)

第 13 条 びんてまりの館は、資料の寄贈および寄託を受けることができる。

2 寄贈または寄託を受けた資料は、その品名、員数ならびに寄贈または寄託をした者の住所および氏名を記録し、整理保管するものとする。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を受けて館長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の愛知川町びんてまりの館管理運営規則(平成 12 年愛知川町教育委員会規則第 3 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

付 則(平成 19 年 3 月 26 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

○愛荘町立愛知川びんてまりの館に勤務する職員の週休日および勤務時間の割振りに関する規程

平成 18 年 2 月 13 日 教育委員会訓令第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 18 年愛荘町条例第 36 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、愛荘町立愛知川びんてまりの館に勤務する職員の週休日、休日および勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日および勤務時間の割振り)

第 2 条 月曜日および火曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)とする。

2 任命権者は、水曜日から日曜日までの 5 日間において、午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分までの勤務時間を割り振り、その間 60 分の休憩時間を置く。

(休日)

第 3 条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられるものを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(祝日法による休日を除く。)についても、同様とする。

2 「祝日法による休日」が火曜日に当たる場合、その翌日は特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(その他)

第 4 条 この訓令に定めるもののほか、職員の勤務時間、休暇等および休日については、愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 18 年愛荘町規則第 27 号)による。

2 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て館長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 26 日教育委員会訓令第 8 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例

平成 20 年 3 月 4 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)第 30 条の 44 第 12 項の規定に基づき、住民基本台帳カード(法第 30 条の 44 第 1 項の規定に基づき交付される平成 20 年 4 月 1 日以降に発行されたカード。以下「住基カード」という。)の利用目的、利用手続等について必要な事項を定める。

(住基カードの利用目的)

第 2 条 法第 30 条の 44 第 12 項の規定に基づき、条例に規定する目的は、次に掲げるサービス(以下「多目的サービス」という。)を住基カードの交付を受けている住民に提供することとする。

(1) 住基カードを印鑑登録証として利用するサービス

(2) 証明書等を発行するための行政キオスク端末機および本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で証明書等を発行するための行政キオスク端末機に類する機能を有する多機能端末を利用して規則で定める証明書の交付を受けるサービス

(3) 愛荘町立図書館の図書館資料の貸出しを受けるサービス

(住基カードの利用手続等)

第 3 条 住基カードの交付を受け、多目的サービスの全部または一部を利用しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、規則で定めるところにより、自ら町長に対し、当該住基カードを提示して、当該サービスの利用申請を行わなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請が規則で定めるところにより適正と認めたときは、利用申請者が所有する住基カードに、当該申請に係る多目的サービスに必要な情報(以下「利用情報」という。)を記録するものとする。

3 住基カードを利用して申請にかかるサービスを受ける場合における手続に関する事項は、前 2 項に定めるもののほか、規則で定める。

(質問調査)

第 4 条 町長は、住基カードに関する事務について必要があると認めたときは、関係者に対し質問をし、または文書の提示もしくは、必要な事項について調査することができる。

第 5 条 削除

(閲覧の禁止)

第 6 条 町長は、法令等に基づく請求がある場合を除き、住基カードの多目的サービスの利用に関する書類は、閲覧に供しない。

(個人情報の管理)

第 7 条 町長は、多目的サービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失および損傷の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 9 月 6 日条例第 18 号)

この条例は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 12 月 14 日条例第 21 号)

この条例は、平成 24 年 2 月 29 日から施行する。

付 則(平成 24 年 6 月 8 日条例第 18 号)抄

(条例の施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

付 則(平成 25 年 6 月 7 日条例第 22 号)

この条例は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。

付 則(平成 27 年 9 月 7 日条例第 27 号)

この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

○愛荘町個人番号カードの利用に関する条例

平成 27 年 12 月 4 日 条例第 32 号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「令」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カード(法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用事務)

第2条 法第18条第1号の条例で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 個人番号カードを印鑑登録証として利用する事務

(2) 個人番号カードの交付を受けている者に対し、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、個人番号カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。)を利用して、次に掲げる証明書等を交付する事務

ア 戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書

イ 住民票の写し

ウ 住民票記載事項証明書

エ 戸籍の附票の写し

オ 印鑑登録証明書

カ 住民税所得証明書

キ 住民税課税、非課税証明書

(3) 行政キオスク端末機(個人番号カードを利用することにより証明書等の交付を申請することができる端末機をいう。)により前号アからキまでに掲げる証明書等の交付する事務

(4) 愛荘町立図書館の図書館資料の貸出しを受ける事務

(利用手続)

第3条 個人番号カードを利用して前条各号に規定する事務を利用しようとするときは、町長に対し、当該事務の利用の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードに前条に規定する事務を処理するために必要な情報を記録(以下「提供情報記録」という。)するものとする。

(利用の停止)

第4条 個人番号カードに提供情報記録を受けた者は、第2条に規定する事務の利用を停止しようとするときは、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードから提供情報記録を削除するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。ただし、第2条第2号および第3号の規定は、平成28年2月1日から施行する。

○愛荘町立図書館資料等の弁償事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛荘町立図書館条例施行規則(平成18年教育委員会規則第24号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、利用者が図書館資料等を著しく汚損し、破損し、または紛失したときの弁償の基準およびその事務処理を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、図書館資料等とは、規則第2条第1号に定めるものおよび他の図書館等から借用して提供する資料をいう。

（損害の弁償を求める基本的要件）

第3条 利用者に故意または過失があり、図書館資料等を著しく汚損、破損、または紛失し、他の利用者の利用に支障があると認められる次の各号に示す場合、当該利用者に弁償を求めるものとする。

（1）図書館資料等の汚損、破損が甚大であり、修復が困難な場合

（2）図書館資料等を紛失した場合

（3）図書館長が弁償を必要と認めた場合

（届出）

第4条 利用者は、図書館資料等が前条に定める状態となった場合、氏名、貸出カード番号、住所、資料等をすみやかに館長に届け出なければならない。

（弁償方法）

第5条 弁償の原則は同一図書館資料等を当該利用者が図書館へ納入することとする。同一資料の納入が困難な場合は、図書館長が指定する代替の資料を納入するものとする。

2 視聴覚資料については、同一図書館資料等の購入費用または図書館長が指定する代替資料の購入費用として相当と認める金額を当該利用者が納入し、愛荘町財務規則により処理するものとする。

3 弁償に際して、図書館資料等の購入費の他、装備等が必要な場合は当該利用者が責任をもって負担するものとする。

（受領書の交付）

第6条 図書館長は、前条により利用者から弁償品等の納入を受けた場合、受領書を交付する。

（資料の取り扱い）

第7条 図書館長は貸出中の図書館資料等の弁償品等を受領した場合、当該貸出の資料は返却されたものとして処理しなければならない。

2 利用者が汚損、破損した図書館資料等は、弁償完了後に当該利用者から申し出がある場合に、無償で譲渡することができる。

3 図書館長は弁償品等を受領した場合、汚損、破損または紛失した図書館資料等について除籍の処理を行うことができる。

（免責）

第8条 図書館長は、第3条の届け出を受けた場合、当該利用者に対して弁償を求めるものとする。た

だし、次の各号のいずれかに該当する場合は弁償を求めない。

（1）図書館資料等の汚損、破損部分について図書館職員による修復が可能であり、かつ修復後の利用に支障がないと判断される場合

（2）火災、水害、その他災害等による場合

（3）その他、図書館長が認める場合

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は図書館長が別に定める。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

○愛荘町まちじゅうライブラリー認定要綱

（目的）

第1条 この告示は、町民または事業者が愛荘町内に設置する書籍のミニコーナーを図書館長が愛荘町まちじゅう

ライブラリーとして認定し、いつでも・どこでも・誰もが本を手に取り読書に親しむことができる「愛荘町まちじゅう読書」を推進し、町民の文化教養の向上を図ることを目的とする。

（認定基準）

第2条 図書館長は、申請者が設置する書籍のミニコーナーについて以下の認定基準を満たしたと判断した場合に愛荘町まちじゅうライブラリーとして認定する。

(1) 愛荘町内の町民および事業者が読書活動を進める目的で施設内等に誰でも自由に利用できる本棚を設置し、その来訪者に公開すること。

(2) 設置者が推薦する本や思い出のある本など申請者が構成した本棚を中心に本と人を結ぶ交流を図ること。

(3) 利用者の個人情報の保護に努めること。

（認定の申請ができる者）

第3条 愛荘町まちじゅうライブラリーの認定申請することができる者は、以下のいずれかに該当する者とする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に拠点を有する事業者

(3) その他図書館長の認める者

（認定の申請）

第4条 愛荘町まちじゅうライブラリーの認定申請する者は、愛荘町まちじゅうライブラリー認定申請書(様式第1号)を図書館長へ提出しなければならない。

2 図書館長は、前項の規定による申請書提出後、これを審査し、適当と認めたときは、愛荘町まちじゅうライブラリーとして認定するものとする。

3 図書館長は以下のとおり適当と認められない場合は申請を却下することができる。

(1) 申請者が暴力団または暴力団員と関係がある場合

(2) 青少年育成の観点から不適切と認められる場合

(3) その他図書館長が不適切と認めた場合

4 図書館長は、申請の要件が満たされないこととなった場合は、認定を取り消すことができる。

（認定）

第5条 図書館長は、申請者が設置する書籍のミニコーナーについて愛荘町まちじゅうライブラリーとして認定するときは、認定証(様式第2号)と標章(様式第3号)を申請者に交付する。

2 愛荘町まちじゅうライブラリーの認定を受けた書籍のミニコーナーを設置する者は、運営にあたり標章または愛荘町まちじゅうライブラリーの表示を行わなければならない。また、認定を受けた書籍のミニコーナーを設置する者がその来訪者に提供する書籍等には愛荘町まちじゅうライブラリーの表示を行うよう努めなければならない。

（図書館の支援）

第6条 愛荘町まちじゅうライブラリーの認定を受けた書籍のミニコーナーを設置する者は、図書館に資料の提供等を要請することができる。

2 図書館長は前項の要請を受けた場合、図書館の除籍済み資料等を無償で提供することができる。

3 愛荘町まちじゅう読書の宣言の趣旨を鑑み、図書館から愛荘町まちじゅうライブラリーの認定を受けた書籍のミニコーナーに提供した資料の紛失、破損、汚損、滅失等について、その責を免ずるものとする。

（認定の有効期限）

第7条 愛荘町まちじゅうライブラリーの認定の有効期間は、認定のあった日から2年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

2 図書館長は、有効期限が満了する前に特に申し出のない場合は、継続して認定を行うものとする。

（認定内容の変更）

第8条 愛荘町まちじゅうライブラリーの認定を受けた書籍のミニコーナーを設置する者は、愛荘町まちじゅうライ

ラリー認定申請書の記載内容に変更が生じた場合、速やかに図書館長に愛荘町まちじゅうライブラリー認定申請書（様式第 1 号）に変更内容を記載して提出しなければならない。

（実績報告書）

第 9 条 愛荘町まちじゅうライブラリーの認定を受けた書籍のミニコーナーを設置する者は、毎年 4 月 30 日までに、当該年度の活動計画および前年度の活動状況を、実施計画書（様式第 4 号）および活動報告書（様式第 5 号）により図書館長へ提出しなければならない。

（認定の取消し）

第 10 条 図書館長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、愛荘町まちじゅうライブラリー認定を取り消すことができる。

- （1）愛荘町まちじゅうライブラリーの認定を受けた書籍のミニコーナーを設置する者から認定の取消しの要請があったとき。
- （2）認定を受ける要件または条件を欠くに至ったとき。
- （3）認定基準に適合しないと認められたとき。
- （4）虚偽の申請により認定を受けたとき。
- （5）愛荘町まちじゅうライブラリーの運用の実態がないと認められるとき。
- （6）愛荘町まちじゅうライブラリー制度を廃止するとき。
- （7）その他、制度の運用に支障をきたすと認められるとき。

2 愛荘町まちじゅうライブラリーの認定を受けた書籍のミニコーナーを設置する者が、事情により認定を返上する場合は、認定証および標章を図書館長へ返却するものとする。

（庶務）

第 11 条 愛荘町まちじゅうライブラリーに関する庶務は、図書館においてこれを処理する。

（その他）

第 12 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付則

この告示は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。

2. 沿革

西暦	和暦	月日	
1990 年	平成 2 年	2 月 9 日	秦荘町総合計画策定「文化会館・図書館等の整備」
1993 年	平成 5 年	4 月 1 日	秦荘町立図書館開設準備室設置
1995 年	平成 7 年	3 月 12 日	「ハーティセンター秦荘」竣工式
		4 月 1 日	秦荘町立秦荘図書館 開館（山田 登美子 館長）
1997 年	平成 9 年	9 月	（仮称）ゆうがくの郷建設検討委員会開催
1998 年	平成 10 年	1 月	愛知川町図書館開設準備室設置
		3 月	愛知川町ゆうがくの郷基本計画書策定
1999 年	平成 11 年	11 月	愛知川町ゆうがくの郷建設工事着手
2000 年	平成 12 年	11 月 23 日	愛知川町ゆうがくの郷竣工式
		12 月 12 日	愛知川町立愛知川図書館・愛知川町びんてまりの館 開館（渡部 幹雄 館長）
2006 年	平成 18 年	2 月 13 日	秦荘町と愛知川町が合併、愛荘町が発足

			愛荘町立秦荘図書館(山田 登美子 館長)、愛知川図書館・愛知川びんてまりの館(渡部 幹雄 館長)が発足
		2 月	秦荘町と愛知川町の合併に伴い図書館システムを統合し更新
		10 月 1 日	「愛荘町立図書館基本計画」を策定
2007 年	平成 19 年	11 月 9 日	愛知川図書館が Library of the Year 大賞を受賞
2008 年	平成 20 年	4 月 1 日	秦荘図書館・愛知川図書館・愛知川びんてまりの館 山田 登美子 館長就任
		6 月 20 日	愛荘町議会で「読書のまちづくり推進に関する決議」を議決
2009 年	平成 21 年	3 月 5 日	愛荘町議会で「まちじゅうどくしょの宣言」を議決
		4 月 1 日	秦荘図書館・愛知川図書館・愛知川びんてまりの館 西河内 靖泰 館長就任
		7 月	ブックスタート(5 ヶ月)、ブックスタートフォローアップ(1 歳)事業を開始
		10 月	秦荘図書館「古文書教室」開始(2019 年 3 月終了) 秦荘図書館健康医療コーナー「ほすぴたな」開設
2010 年	平成 22 年	4 月	ブックスタートを 4 カ月健診時実施に変更 秦荘図書館「あたまいきき音読教室」開始
2011 年	平成 23 年	2 月	図書館システムを更新
		6 月	愛知川図書館「古文書をよむ会」開始
2012 年	平成 24 年	4 月 1 日	秦荘図書館・愛知川図書館・愛知川びんてまりの館 平形 ひろみ 館長就任
2013 年	平成 25 年	4 月 23 日	愛荘町立図書館が子どもの読書活動優秀実践図書館 文部科学大臣表彰を受賞
2014 年	平成 26 年	3 月	「愛荘町子ども読書活動推進計画」を策定
		4 月	町内小、中学校各学校図書館へ司書配置を開始
2016 年	平成 28 年	12 月	第 1 回健康医療情報講演会を開催
2017 年	平成 29 年	4 月 1 日	秦荘図書館・愛知川図書館・愛知川びんてまりの館 茶谷 えりか 館長就任
		10 月 1 日	図書館システムを更新(富士通 iLiswing V3)
2018 年	平成 30 年	11 月 19 日	愛知川東小学校学校図書館 校舎改築に伴いリニューアルオープン
2019 年	平成 31 年	4 月 1 日	「愛荘町まちじゅう読書の計画(愛荘町図書館基本計画(第 2 次))(愛荘町図書館サービス計画、愛荘町子ども読書活動推進計画(第 2 次))」を策定

3. 施設

秦荘図書館(ハーティセンター秦荘)

- ・地上1階、面積 1,116 ㎡、開架室 703 ㎡、AV ホール 64 ㎡、書庫 128 ㎡、事務室・トイレ等 221 ㎡
- ・AV ホール 36 人収容

〈ハーティセンター秦荘〉

- ・建築面積 4375.30 ㎡、延床面積 5,523.03 ㎡、総工費 18 億 48 百万円

ゆうがくの郷 愛知川図書館、愛知川びんてまりの館(公園を含む)

・鉄筋コンクリートラーメン構造一部鉄骨造 地上2階

・延床面積(回廊等含む) 2,990.58 m² (壁内 2285.32 m²)

(図書館 1,675.5 m²、2階書庫 136.95 m²、愛知川びんてまりの館 454.99 m²)

・敷地面積(公園・びんてまりの館含む)13161.9 m²

(開館時 12,097.90 m²、平成 26 年(2014)駐車場増設 1,064.0 m²)

駐車台数 90 台(開館時 3188 m² 73 台、増設 17 台)

・公園部分 3,236 m²

表紙写真: 愛知川びんてまり

愛荘町立愛知川図書館・秦荘図書館・愛知川びんてまりの館 要覧
編集・発行 愛荘町立愛知川図書館・秦荘図書館・愛知川びんてまりの館
初版 令和元年（2019 年）5 月 1 日
第 2 版 令和元年（2019 年）6 月 1 日